



注文してない商品が送られてきた (送りつけ商法)

相談内容

70歳の父宛てに、注文していないのに「心のお守り」としてカード型「般若心経」が送られてきた。説明書には家内安全・交通安全などのお清め祈願したものと書いてあり、3,000円の払込票が同封されていた。

お経が書いてあり縁起ものなので放っておけないと父は言っている。
3,000円は送ったほうがいいか。

(35歳女性)

<処理結果>

送られてきた商品は、業者からの一方的な契約の「申し込み」で、消費者が『承諾』しなければ契約は成立しません。したがって、代金を支払う義務も商品を返す必要もありません。

ただし、商品の保管を必要とする期間があります。

ア ド バ イ ス

送りつけられた商品の取り扱い

代金を支払う義務も商品を返す必要もありませんが、商品の保管を必要とする期間があります。

発送人に商品の引き取りを・・・

◎ 請求した時は、7日間保管。

◎ 請求しない時は、14日間保管。

その後の処分は自由です。



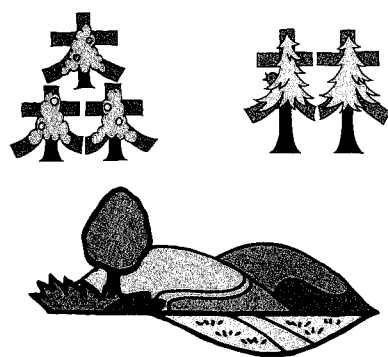
●留守中に商品を置いていった場合も該当します。

◎ **松林の樹種転換造林**
松くい虫被害の拡大を防止するため、「保全する松林」の周辺松林においてスギ、ヒノキに樹種の転換をする造林を行います。

◇ 収穫した時の収益は、林業公社七〇％、土地所有者三〇％です。

◎ **二者契約の分収育林**
スギ、ヒノキでおおむね十一年生から三十年生の育成途上の造林地を対象に枝打や間伐などの育林事業を行います。

最近、資金や労力を確保することが困難で、手入れが行き届かない森林が増えています。林業公社ではこれらの森林を対象に、所有者に代わって分収方式により活力ある森林づくりを行っています。



あなたに代わって
森林を守り育てます

◇ 収穫した時の収益は、林業公社二〇～五〇％、土地所有者八〇～五〇％です。

＜対象地＞

○ 一団地おおむね二ha以上（接続する複数の所有者でも結構です）

○ 森林の所有形態は問いません。なお、登記上の権利関係が整理されていることが必要です。

＜収穫予定林齢＞

○ 収穫予定の林齢は、おおむね五十五年生から六十年生を基準としています。

＜事業の進め方＞

○ 土地所有者の申し込みにより、現地調査を行い、適否判断のうえ契約を行います。

○ 林業公社では、地元の森林組合などに請け負ってもらい、事業を実施します。

○ 造林・育林に必要な経費はすべて林業公社で負担します。

問合せ先

林業公社または林務事務所、産業観光課へお問い合わせください。
甲府市丸の内1丁目9番11号

(県民会館内)

財団法人 山梨県林業公社

☎ 0552(35)5331